

# 知的財産権の排他性を利用した価値共創

——協調・共創領域での知的財産権の役割の変容と新たな変容の予感——

## Value Co-Creation Using the Exclusivity of Intellectual Property Rights - Transformation of the Role of Intellectual Property Rights in the Cooperative/Co-Creation Area and Prediction of New Transformation -

仁科雅弘\*

NISHINA Masahiro

### 〔抄録〕

本稿は、知的財産権が有する排他性を利用することによって、新たな価値の創造のための仲間作りができるという、一見矛盾しているかのようなことができることを示そうとするものである。そのためにも、イノベーション促進のツールとして価値共創やオープンイノベーションが拡大していく中、知的財産の重要性が高まっていることと相まって、知的財産権が果たす役割が変容せざるを得なくなっていることを示す。続いて、価値共創が行われる「場」に集う主体の関係性として、「対等」又は「平等」な関係が求められることを明らかにし、その「場」の構築や維持の場面において、知的財産権の排他性が利用できることを紐解く。さらに、知的財産権の排他性を利用した「場」の具体例を示したうえで、知的財産権の排他性を協調・共創領域と競争領域とで使い分けることにより、価値共創の仲間作りとビジネスや投資の回収とを両立することができることを示す。加えて、スタートアップにおける知的財産権の活用形態を例に、知的財産権の排他性が共創に効くのか独占に効くのかを相対的であることも示す。その上で、価値共創が行われる「場」で知的財産権の排他性を利用する前提として重要となる理念・契約等といった無形資産の存在を明らかにし、知的財産権の新たな変容の予感について触れる。最後に、価値共創やオープンイノベーションの深化により知的財産権を相互に利用する場面が増えてくるであろうことを理由として、知的財産権の有する排他性の強さを一律に制限しようという試みに対しては慎重な対応が求められることに言及し、排他性が仲間作りの場面と独占の場面とでバランスよく利用されることへの期待を示す。

## 1. はじめに

経営戦略と知財戦略との一体化の必要性が唱えられるようになって以降、それを実践している企業が増えてきている一方で、経営層と知財部門との対話が十分にできず、企業の価値創造

メカニズムの中に知的財産を上手く取り込めていない企業が存在するのも事実である。その背景の一つとして、知的財産を扱った経験のない経営者等が、知的財産権に対する第一印象として想起される排他性から、知的財産権を「守り」のためのツールとして認識していることがある

\* 特許庁審査第四部 上席審査長

Senior Director, Patent Examination Department (Electronic Technology), Japan Patent Office

ように思われる<sup>1)</sup>。実際、知財を経営に活かす知財経営を実践している経営者の中にも、過去を振り返って、そのような認識であった旨の言及をしている者が見られる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的に、メッセンジャーRNA (mRNA) 技術を用いてワクチンが開発された際には、その増産が知的財産権の有する排他性によって妨げられているのではないかといった議論も生じていた<sup>2)</sup>。

本稿は、近年イノベーション促進のための手段としてその必要性が叫ばれるとともに、実践もされ始めている価値共創の場面において、知的財産権が有する排他性が障害となるのではなく、むしろその存在によって、新たな価値の共創が実現できるようになることを示そうとするものである。

なお、本稿に記載の事項は、筆者個人の見解であって、筆者の所属組織の見解を示すものではない。

## 2. デジタル化に伴う価値共創の必要性

今世紀に入ってモノやサービスが溢れるようになり、経済の主導権が供給側から需要側へと移行するとともに、需要側のニーズやウォンツがますます高度化・複雑化している。その結果、ある程度の規模の需要者から共感を得るような新たなモノやサービスを提供しようとする場合、一つの主体で必要な資源を全て準備し、それらを組み合わせることでこれに応えるということが困難になってきている<sup>3)</sup>。

また、デジタル化により摺り合わせが不要となった結果、製品システムがモジュール化され、モジュール間はオープンなインターフェイスで

結合されるようになった。その結果、産業構造は垂直統合型からレイヤー型へと変化し、各レイヤーはオープンな企業間ネットワークにより結合され、イノベーションもこうしたネットワークを基盤として行われるようになってきている。これが「オープンイノベーション」と称されているものであろう<sup>4), 5)</sup>。

新たな価値の創造を登山に例えるならば、あらゆるものがアナログ処理されていた前世紀では、摺り合わせの困難性から登頂に必要な装備品や知見（これらが「知的財産」に相当）を一人で準備した方が良く、標高の高過ぎる山は当初からアタックの対象外とされていた。その結果、山の麓から頂上に何があるのかが見え、登山経路も大凡の察しが付いていた。

一方、デジタル化が進展した今世紀では、標高の低い山々は既に登頂され尽くされているだけでなく、制覇されていない山頂にある見えない景色やモノへの人々の期待も高まっている。さらに、摺り合わせの困難性から解放され、複数の装備品や知見を簡単に組み合わせられるようになったことも相まって、未制覇の高い山がターゲットとして選ばれるようになっていく。その結果、麓から頂上が見えないことが増え、整備のされていない登山道を辿ることが求められるようになってきている。言い方を変え、入山の前提として、自らが保有する装備品や知見（知的財産）のみならず、他者が保有する装備品や知見（知的財産）の持ち込みが必要となっているのである（図1）。しかも、登山に当たっては、経済面からの合理性のみならず、ESG (Environment, Social, Governance) への配慮までも求められるような時代になってきている<sup>6)</sup>。

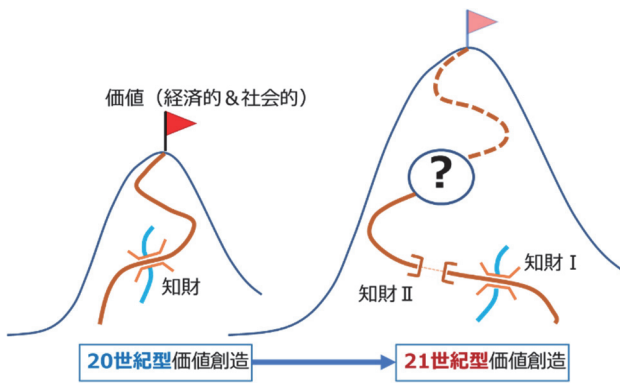
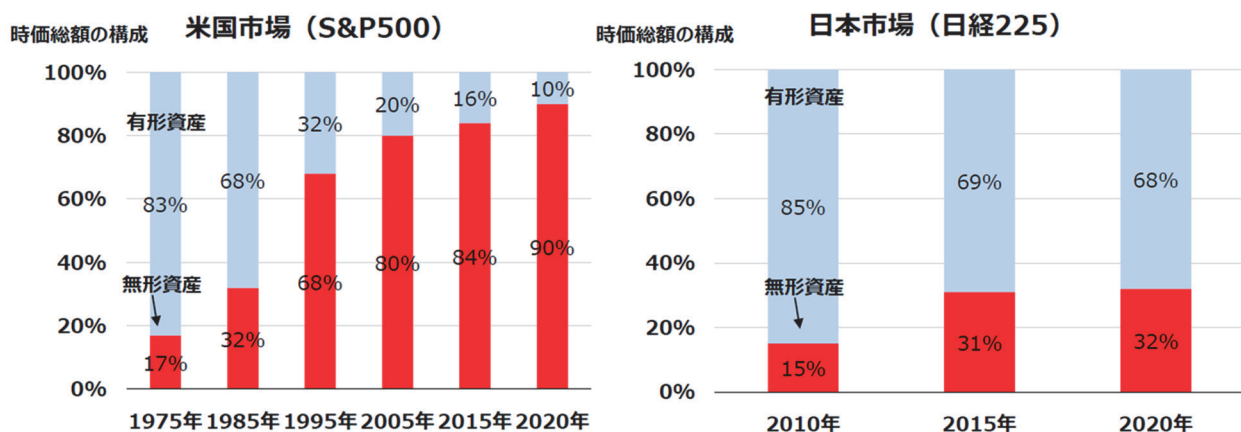


図 1 登山に例えた価値創造プロセスの模式図

こうした社会の変化を受け、新たな価値の創造・提供の場面において、単独ではなく複数の主体が資源を持ち寄り、各主体の協働によって価値を創出する価値共創が必要となっている。実際、実質的なオープンイノベーションの実践の必要性が謳われ<sup>7)</sup>、「フューチャーセンター (Future Center)」、「イノベーションセンター (Innovation Center)」及び「リビングラボ (Living Lab)」と称されるような「場」での共創も行われている<sup>8)</sup>。

### 3. 知的財産権が果たす役割の変容の必然性

近年、企業価値に占める無形資産の割合は国内外を問わず増加傾向にあり (図 2)、無形資産の中において、知的財産及び知的財産権は人的資本と並んで重要な地位を占めるものである。こうした状況を受け、ビジネスにおいて知的財産が果たす役割を設計・評価するためのフレームワークである「経営デザインシート」を活用して、「関心企業の知的財産権の状況やその活用などについて評価・分析」することを推奨する識者も見られるようになった<sup>9)</sup>。また、上場企業が守るべき企業統治に関する行動規範である「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。」とする補充原則が追加された<sup>10)</sup>。



(注) 時価総額 (market cap) から純有形資産 (net tangible asset value) を引いたものを純無形資産 (net intangible asset value) としている。その純無形資産を時価総額で割ることでそのインデックスに占める無形資産を割り出している。

図 2 企業価値に占める無形資産の割合<sup>11)</sup>

この知的財産及び知的財産権の中で最もポピュラーな産業財産権（「工業所有権」とも称される）について、少し古い書籍には「工業所有権は、発明、考案、意匠および商標等の無体財産を独占的に利用しうる排他的権利であって、所有権と類似の性質を有する。」といった説明がなされているものもあった<sup>12)</sup>。つまり、特許権の主たる役割は、他者に特許発明を使わせないようにし、その使用を自らに独占させることにあった。しかし、複数の主体が各自の強みを持ち寄って協働する価値共創の現場で、ある主体が共創に必要となる資源を「使わせない」などと言っているのは、新たな価値の創造は覚束ない。そうかと言って、知的財産権の根拠となる法令を廃止し、創造された知的財産の全てをパブリック・ドメインにしてしまえば、知的財産制度の趣旨である知的創作活動を奨励する機能までも失われてしまう。

この両極端な独占と開放とのバランスを取るべく、知的財産の重要性が高まっていることと相まって、知的財産権が果たす役割が、従前のものから変容せざるを得なくなってきたのではないか。特に、複数の主体に分かれて保有され

る知的財産権を活用しなければ、新たな価値の創造又は製品若しくはサービスの提供ができない場面では、その傾向が顕著とならざるを得ないように思われる。実際、「オープンイノベーションの下では、知的財産権の排他権としての側面よりも、取引可能な財産権としての側面が重視される」とする論説も見られる<sup>13)</sup>。

#### 4. 価値共創の「場」で求められる環境

価値共創は、複数の主体がリアル又はバーチャルに集う「場」において行われる。では、そのような「場」には、どのような環境が求められるのであろうか。

大変興味深いことに、全く異なる目的のために異なる省庁の下で作成された報告書等<sup>14), 15), 16)</sup>に、このような「場」で求められる環境として共通して登場する単語がある。それは、場に集う主体の「対等」な関係（立場）である。特に厚生労働省の報告書において、発注者と受注者との関係においてさえも、「対等」な立場となることが必要としていることが目を引く（表1）。

表1 価値共創の「場」で求められる環境についての政府報告書等での記載

<p>経済産業省<sup>14)</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● そもそもアライアンスは、Win-Win でないと成果が期待できない。</li> <li>● リソース・強みを異にすることを理解し、<u>対等</u>な関係にあることを認め(る)</li> </ul>
<p>文化庁, 九州大学<sup>15)</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ……「あそび」の要素を取り入れることができるスキマが設けられているか。</li> <li>● 参加者が<u>対等</u>な関係の中で、……自由に表現できるようになっているか。</li> <li>● 言語・非言語の対話が大切にされ、……ているか。</li> </ul>
<p>厚生労働省<sup>16)</sup></p>	<p>「SoE (DX のためのシステム) のシステム開発では発注者・受注者が一体となって新たな顧客経験の提供を実現します。これは、SoR (既存業務を担うシステム) のように受注者側が開発を請け負う体制では成り立たないため、発注者・受注者が<u>対等</u>な立場となるように人材と体制の整備を進めていかなければなりません。」</p>



また、人々が集う組織において、「幸せな組織」には4つの普遍的特徴があるとする研究結果もある<sup>17)</sup>。「幸せ」というと少し宗教的な印象を持たれるかもしれないが、この研究ではウェアラブル端末の計測データを組み合わせることによって、これら4つの特徴を定量的に把握している。この4つの特徴の中の一つに、「イコール (Equal) = 平等 発言権が平等である」というものがある。

このように価値共創の「場」では、そこに集う主体の関係性として、「対等」又は「平等」であることがキーワードになりそうである。

## 5. 「場」の構築・維持手段としての知的財産権

価値共創の「場」で必要となる「対等」又は「平等」な関係を実現するに当たり、知的財産権の排他性が大きな役割を果たすと言うと不思議に感じられるかもしれない。しかし、この排他性の強さは、権利者の組織、設備、資本の大小によらず同じであることから、対等な関係の実現を約束してくれるパートナーに対しては自らが保有する知的財産権の利用を認め、そうでない者に対しては利用を認めないという行動を採ることが可能となる。これにより、当該知的財産権を利用して新たな価値の創造を欲する者は、対等な関係を実現する方向に誘導される。その結果、価値共創に必要な環境が整った「場」を構築できるようになる。

また、「場」は構築するだけでは不十分で、それを維持し続けることも必要である。対等な関係を含む「場」で適用されるルールが破られることを予防したり、破られた場合に対抗措置を講じたりする際にも、知的財産権の排他性が機

能する。差止請求権の行使等によって、新たな価値の創造に貢献してきていた知的財産権の利用ができなくなることを恐れる者は、対等な関係の保持を含めルールを遵守する方向に誘導される。その結果、価値共創に必要な環境が整った「場」を維持できるようになる。

つまり、知的財産権の機能としての排他性を否定するのではなく、その使い方を工夫することで、複数の主体で複数の知的財産権やその他の資源を相互に利活用し、新たな創作に結び付けられるようにしているのである。換言すれば、知的財産権の排他性を利用して、新たな価値の創造のための仲間作りをするという、一見矛盾しているかのように思えることが行えるのである。

翻って、我が国における特許権の活用状況を見るに、2003～2005年を優先権主張日とする欧州特許庁への出願8,144件を対象に2009～2011年に実施された調査の結果<sup>18)</sup>によると、我が国は欧米との対比でライセンスされた特許権の割合は低かった(日:3.5%, 米:10.5%, 欧:6.4%)。また、特許権に基づいてスタートアップ企業が設立された割合はさらに低かった(日:0.8%, 米:6.2%, 欧:4.5%)。知的財産を活用した仲間作りについて、我が国はまだ伸び代がある状況と言えるのではなからうか。

## 6. 排他性を利用した「場」の具体例

「場」の構築と維持の手段として、知的財産権の排他性を利用している事例は既に存在する。特に規模が大きな「場」としては、例えば、クリエイティブ・コモンズや一部のパテントプールがある。

## (1) クリエイティブ・コモンズ

クリエイティブ・コモンズは、著作物の原作者が求めるクレジット（氏名や作品タイトルなど）の表示などといった条件に同意してくれる者に対して著作物の利用を予め認めることで、著作権者に対して一々利用許諾を得ることなく、相互に著作物を利用し合えるようにする仕組みである<sup>19)</sup>。この仕組みにおいて重要なことは、原作者は著作権を放棄しているわけではないということである。

この仕組みの下では、原作者が示す条件への同意プロセスを通じて、著作物を相互に利用する「場」の環境が整えられている。また、原作者が求める条件に従わずに著作物が利用された場合には、著作物の利用の差止めや損害賠償の請求など、著作権法に基づく救済を原作者が求めることができるようになってきている<sup>20)</sup>。これにより、「場」の環境が維持されている。

## (2) パテントプール

パテントプールは、「ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受ける」仕組みである<sup>21)</sup>。

このようなパテントプールの一種と考えられ、かつて環境問題の解決に貢献する特許権を集約していたエコ・パテントコモンズでは、環境保全に資する特許を誰もが無償で活用することができる「コモンズ」に提供するという理念への賛同プロセスを通じて、特許権を相互に利用す

る「場」の環境が整えられていた<sup>22)</sup>。また、この活動の理念である環境保全と整合しない態様で特許発明を実施された場合や、構成員に対して特許やその他の知的財産を用いて攻撃が仕掛けられた場合に対して、権利不行使宣言が適用されないとするにより、「場」の環境が維持されていた。

## 7. 知的財産権の開放と独占のバランス

6. 欄に記載したような具体例を挙げると、「知的財産権は開放しなければならないのか」、「開放してしまってはビジネスにならないではないか」、という疑問が生じるかもしれない。

ここで重要となるのが、「オープン・クローズ戦略」と称されるものである。オープン・クローズ戦略の詳細については他著<sup>23)</sup>に譲るが、同戦略に基づいて設定した協調・共創領域では、無償又は合理的なライセンス料（クロスライセンスも含む）によって自社の知的財産権を開放して価値の共創（オープンイノベーション）を行い、その周辺の競争領域では、自社やグループ内のみでその使用を独占する、或いは、相当の対価を得て知的財産権を他者に独占的に使わせるということを行うことで、仲間作りとビジネスや投資の回収とを両立するのである。すなわち、知的財産権の排他性を、協調・共創領域と競争領域とで使い分けることになる。価値共創が必要になったからと言って、従来型の知的財産権の排他性の活用や、それを行うための前提となる自前での知的財産の創出（クローズドイノベーション）をないがしろにはいけない。

また、価値共創のために知的財産権を他者にライセンスすることによる影響についても考慮

しておくことが必要である。ライセンス・アウト活動を取引金額ベースで分析した場合、ライセンス・アウトは、売上高や売上高ベースのマーケットシェアには正の影響を及ぼすものの、ライセンシーの参入がもたらす競争圧力の増大によって営業利益には負の影響を及ぼし、特にグループ外へライセンス・アウトする場合に利益消散効果が示唆されるとする実証研究の結果も存在する<sup>24)</sup>。

## 8. スタートアップも利用できる排他性

近年、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する主体として、スタートアップが注目されている<sup>25)</sup>。事業会社の中にも、本業との相乗効果を期待してコーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）を設

立し、スタートアップへの出資や支援を行う動きが見られる。

このスタートアップでは、知的財産は数少ない保有資産の一つとなる。スタートアップに対して知的財産の活用による直接的・間接的効果を複数回答形式で尋ねたところ、「競合企業の参入阻止」よりも、「資金調達への貢献」、「業務提携等への寄与」を挙げる企業が多くなっており、その傾向は会社設立から間もないシード（Seed）・アーリー（Early）期の企業の方が顕著である（図 3）。また、特許を出願することや、その出願が特許査定を受けることによって、スタートアップのベンチャー・キャピタル（VC）からの資金獲得確率が高まり、早期に資金調達ができるようになることを示す実証研究の結果も存在する<sup>26)</sup>。この研究によれば、コンピュータ産業では相対的に特許出願の効果が強く、バ

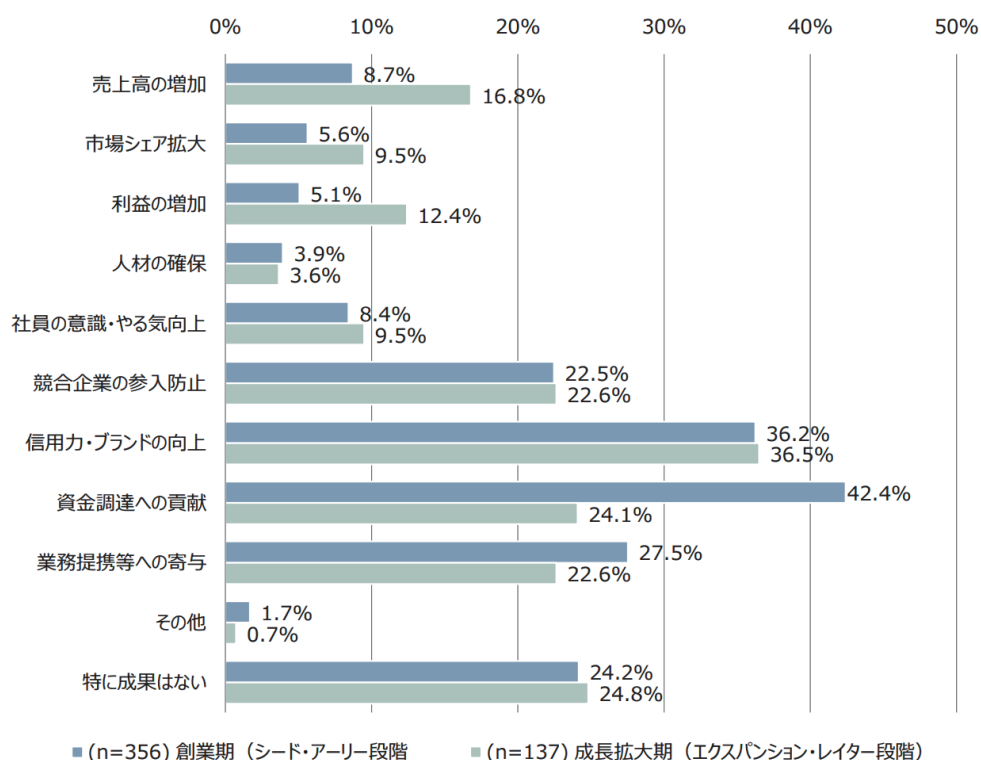


図 3 知的財産の活用等による効果<sup>27)</sup>

イオ・医療産業では相対的に特許査定の効果が強いことが確認されたとしている。

上記の効果のうち、「業務提携等への寄与」については、5. 欄で説明した知的財産権の排他性を利用した結果であろう。

では、「資金調達への貢献」についてはどうであろうか。シード・アーリー期のスタートアップの多くは、VCから資金調達を行う。このVCがある企業への投資を決定するという事は、「その領域における事実上の勝者として、その企業を実質的に承認すること」になり、「VCはその領域の直接の競争相手に投資できなくなる」とされている<sup>28)</sup>。したがって、VCは投資先スタートアップが生み出す価値の源泉となるコアの知的財産を、投資先スタートアップと同じビジネス領域で活動できる他の企業が利用できるようになることは許容できない。VCからスタートアップに対して「特許権を持っているのか?」、「独占の実施権を得ているのか?」といった問いかけがなされるのには、そういった事情がある。したがって、スタートアップエコシステムという「場」におけるビジネスの実施主体と資金提供者との間の共創の場面でも、知的財産権の排他性が効果的に働いていると言える。但し、この場合の排他性の使い方は、同じビジネス領域で活動できる他の企業との関係では従来のものにより近いとも言え、排他性が共創に効くのか独占に効くのかは、絶対的なものではなく相対的なものとも言えよう。

## 9. 知的財産権の役割のさらなる変容の予感

価値共創の「場」の構築や維持において、知的財産権の排他性を利用する前提として重要と

なるものが存在する。それは、本稿においてもこれまでに一部登場していたが、理念、ビジョン、ストーリー及び世界観といったものや、ルール及び契約といったもの（以下、これらをまとめて「理念・契約等」という。）である。

まず、「場」の構築のためには、その場に集おう又は資源を持ち寄ろうと思わせる契機となり、多くの人々の共感が得られ、巻き込まれてもよいと思わせるような理念、ビジョン、ストーリー及び世界観といったものが必要となる。このような理念等は、集った仲間が同じ方向に進むために必要となる北極星や旗印のような役割を果たすことになり、オープンなインターフェイスを有するモジュール同士を、有機的に組み合わせしていく上でも不可欠なものである。また、このような理念等は、価値共創の過程で進路の選択に迷った場合の道標となるだけではなく、集った仲間が誰からの指示がなくとも同じ方向に向かって自律的に前進できるようになるための目標にもなり、効率的・効果的な価値の創造に結びつく。

つぎに、「場」の維持に効力を発揮するのが、知的財産権の排他性の利用の仕方を含めその「場」で適用されるルールや、そのルールを法的に裏付けることになる契約といったものである。「場」には個性があることから、ルール等もその個性に合わせたものとしなければならない。実際、特許庁がオープンイノベーションを促進する観点から作成・公表しているモデル契約書においても、「モデル契約書は、……『想定シーン』の設定があるが故に、各条文において具体度の高い実践的な考え方の解説が可能となっています。反面、実際には前提条件が異なる様々なケースがあり、それらのケースではモデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能



性もある点には、十分ご留意いただきたい」としている<sup>29)</sup>。また、この契約の内容も、当事者の間で共感を得るところにまでは至らなくても、少なくとも個々の「場」に即した納得感のあるものであることが求められる。

上記のように見てくると、理念・契約等自体が無形資産又は知的財産であり、これらを起草・デザインできる人材の人的資本として重要性が今後一層高まって来ると言えるのではないか。しかしながら、こうした理念・契約等は、表現としてのそれは著作権や著作者人格権により保護されるものの、共感や納得感の基となった思想自体を保護する仕組みは存在しない。今後、価値共創が一層進展し、共感や納得感の得られる理念・契約等の価値が増していくのだとすると、広まって人の心を揺さぶることが期待されるものに排他性や行為規制を認めるということは観念しにくいことから、これらに人格権的なものを付与して、新たな理念・契約等の創出のためのインセンティブとするということも考えられるのではなかろうか。ここでも、知的財産権の役割の更なる変容の予感がする。

## 10. おわりに

ここまで、価値創造プロセスの変化などを受けて知的財産権の果たす役割が変容し、知的財産権の機能としての排他性の利用のされ方も工夫され、これを新たな価値の創造のための仲間作りのために利用するという、一見矛盾しているかのように思えることが行われるようになっていくことを説明してきた。

勿論、排他性が独占を実現するためにも利用できることに変わりはなく、排他性を共創と独

占の何れを実現するために利用するのが、知的財産戦略の要諦となってきた。そして、いわゆる「攻めの知財」とは、このような排他性の使い分けを能動的に行って、ビジネスの自由度を高めたり、新たに生み出される価値を最大化したりするために採用される知的財産戦略のことを指すのであろう。

一方で、排他性の乱用を懸念する声があるのも事実である。しかし、知的財産に関する補充原則が追加されたコーポレートガバナンス・コードが「長期的に価値を創出し、持続可能性や社会的責任などの社会問題に貢献する健全かつ安定的な成功企業」を目指すものであることや、我が国が規範から逸脱することに対して厳しい「タイトな文化の環境」を有すること、そして、そのことがアクティビストと呼ばれる海外投資家の我が国での行動さえ変容させたこと<sup>30)</sup>を考慮すれば、少なくとも我が国企業が関与する価値共創の「場」で、排他性が乱用されることは想定しにくいのではなかろうか。

こうして見てくると、知的財産権の保有者が当該知的財産権を他者が利用することを容認しているような場合を除き、価値共創やオープンイノベーションの深化により知的財産権を相互に利用する場面が増えてくるであろうことを理由として、知的財産権の有する排他性の強さを一律に制限しようという試みに対しては、より慎重な対応が求められようと思われる。

企業価値に占める無形資産の割合が増大していく中、我が国において知的財産権の排他性が仲間作りの場面と独占の場面とでバランスよく利用され、知的財産権が新たな価値の創造に一層貢献するものとなることを期待して、本稿を締めくくりたい。

注)

- 1) 特許庁, 「知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック (経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集)」, 2023年4月 ([https://www.jpo.go.jp/support/example/document/chizai\\_keiei\\_guide/all.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/example/document/chizai_keiei_guide/all.pdf))
- 2) アルバート・ブーラ, 柴田さとみ 訳, 「Moonshot (ファイザー 不可能を可能にする9か月間の闘いの内幕)」, 光文社, 2022年6月14日
- 3) 知的財産戦略本部, 「知的財産戦略ビジョン」, 2018年6月, 特に第1. の記載を参照 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizai\\_vision.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizai_vision.pdf))
- 4) 立本博文, 「エコシステム型の産業環境と知財マネジメント」, 知財管理, Vol.69, No.4, 2019年, p.443-457, 特に, 2. 及び3.欄の記載を参照 ([https://www.gssm.otsuka.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/chizaikanri\\_201904\\_tatsumoto.pdf](https://www.gssm.otsuka.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/chizaikanri_201904_tatsumoto.pdf))
- 5) 西山圭太, 「DX の思考法 (日本経済復活への最強戦略)」, 文藝春秋, 2021年3月20日
- 6) 仁科雅弘, 「ESG 経営への知財活用 (企業価値向上に向け)」, 日刊工業新聞 12 面, 2022年11月7日 (<https://www.nikkan.co.jp/articles/view/00653158>)
- 7) 知的財産戦略本部, 「ワタシから始めるオープンイノベーション」, 2019年6月 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/190621/sankou.pdf>)
- 8) 一般社団法人 Future Center Alliance Japan ウェブサイト (<https://futurecenteralliance-japan.org/wiseplace>)
- 9) 伊藤邦雄, 「企業価値経営」, 日経 BP・日本経済新聞出版本部, 2021年4月21日, 特に p.536-537 を参照
- 10) 杉光一成, 「コーポレートガバナンス・コードと知的財産」, IP ジャーナル 18 号, 2021年9月, p.22-29 ([http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol18/IPJ18\\_22\\_29.pdf](http://fdn-ip.or.jp/files/ipjournal/vol18/IPJ18_22_29.pdf))
- 11) 新しい資本主義実現会議 (第5回), 「資料1 基礎資料」, 2022年4月 (OCEAN TOMO「INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY」(2020年)を基に作成されたもの) ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai5/shiryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai5/shiryou1.pdf))
- 12) 牧野利秋 編, 「特許・意匠・商標の基礎知識」, 青林書院, 1996年1月, p.6
- 13) 中山一郎, 「オープンイノベーションと知的財産」, 特許庁・(社) 発明協会アジア太平洋工業所有権センター, 2010年 ([https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/open\\_innovation\\_and\\_intellectual\\_property\\_jp.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/open_innovation_and_intellectual_property_jp.pdf))
- 14) 経済産業省, 「事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のための手引き」 (第二版), 2018年3月 ([https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/venture/tebiki2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture/tebiki2.pdf))
- 15) 文化庁, 九州大学, 「評価からみる“社会包摂×文化芸術”ハンドブック」, 2020年3月25日 ([https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/pdf/922129\\_01\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/922129_01_03.pdf))
- 16) 厚生労働省, 「発注者・受注者で実現する IT 業界の取引環境改善と働き方改革～円滑なプロジェクトの推進に向けて」, 2020年3月 ([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/it/pdf/project\\_2019\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/it/pdf/project_2019_1.pdf))
- 17) 矢野和男, 「予測不能の時代 (データが明かす新たな生き方, 企業, そして幸せ)」, 草思社, 2021年5月11日
- 18) Salvatore Torrisi, et.al, “Used, blocking and sleeping patents: Empirical evidence from a large-scale inventor survey”, *Research Policy* 45 (2016), pp.1374-1385
- 19) 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」, クリエイティブ・コモンズ・ジャパン (<https://creativecommons.jp/licenses/>)
- 20) 生田哲郎, 川瀬茂裕, 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付された著作物の利用について著作権侵害が認められた事例 (東京地方裁判所 令和4年7月13日判決 令和3年(ワ)第21405号)」, 発明, 2022年11月号, p.45-47 (<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/202211news.pdf>)
- 21) 公正取引委員会, 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」, 2007年9月28日 (<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>)
- 22) 上野剛史, 「エコ・パテントコモンズ」, 特許研究, No.50, 2010年9月, p.29-37 (<https://www.inpit.go.jp/content/100060436.pdf>)
- 23) 鮫島正洋, 小林誠, 「知財戦略のススメ (コモディティ化する時代に競争優位を築く)」, 日経 BP, 2016年2月5日
- 24) 西村陽一郎, 「企業パフォーマンスとライセンスとの関係性に関する調査」, 平成27年度我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査報告書 (特許庁), 2016年3月, p.49-88 ([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11092484/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/keizai\\_yakuwari/report\\_h27.pdf#page=61](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11092484/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/keizai_yakuwari/report_h27.pdf#page=61))
- 25) 新しい資本主義実現会議, 「スタートアップ育成5か年計画」, 2022年11月28日 ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf))
- 26) 山内勇, 長岡貞男, 「中小・ベンチャー企業のパフォーマンスと知的財産権の関係について」, 平成28年度我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査報告書 (特許庁), 2017年3月, p.7-29 ([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11092484/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/keizai\\_yakuwari/report\\_h28.pdf#page=17](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11092484/www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/keizai_yakuwari/report_h28.pdf#page=17))
- 27) 特許庁, 「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書」, 2022年3月, 図表 263 (<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/startup/>)
- 28) スコット・クポール, 庭田よう子 訳, 「VC の教科書 (VC とうまく付き合いたい起業家たちへ)」, 東洋経済新報, 2020年10月8日, 特に, 第3章「ベンチャー・キャピタルはアーリー・ステージの投資先をどのように決めるのか?」を参照
- 29) 特許庁, 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書 Ver.2.0 解説パンフレット」, 2022年3月, (<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)
- 30) ウリケ・シェーデ, 渡部典子 訳, 「再興 THE KAISHA (日本のビジネス・リインベンション)」, 日経 BP・日本経済新聞出版, 2022年8月5日